

**令和8年度**

**教育行政執行方針**

**芽室町教育委員会**

# 令和8年度 教育行政執行方針

令和7年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、令和8年度芽室町教育委員会教育行政執行の基本方針及び重点施策を申し上げます。

## I 教育行政に臨む基本方針

今日、我が国は、人口減少社会の到来、生成AIの利活用の本格化、及びグローバル化の進展などにより、この先の時代が極めて不確実で不透明な時代を迎えております。

このようなことから、本町においては、これからの時代が決して過去の延長ではないことを踏まえ、誰一人取り残さない学びの実現を念頭に「郷育・夢育」を基軸とし、「プラスの息の教育」や「一流を見て、聴いて、学ぶ」などを重視した、前例主義から改革主義の教育行政に誠心誠意努めてまいります。

## II 重点施策の展開

次に、令和8年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

### 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

1つ目、令和7年度からの3か年計画で推進している「芽室町PLUS教育プロジェクト」の2年目の検証・改善を進めながら、子どもたちの個性や可能性を引き出し、自ら未来を拓く力を育む教育の一層の推進を図ります。

そのため、まず第 1 に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を目指し、アウトプットが人を成長・進化させることを踏まえた、「3：7の学び（インプットが3以内、アウトプットが7以上の学び）」を重視した授業改善を推進します。

また、探究・提案・発信型の教科横断的な学びである「めむろ未来学」や各中学校区の小・中学校を一つのエリア学園として捉えた小中一貫教育の一層の推進、及び町独自の指導主事の配置、全小・中学校における30人以下学級編成の実施等を生かした、学びのプラットフォームの改善・充実により、質の高い教育の保障に努めます。

第2に、「規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成」では、一人一人の成長を促す積極的な生徒指導を推進する中で、「芽室町いじめ防止基本方針」「芽室町不登校支援システム」「学校風土調査」等を踏まえた支持的風土の醸成をはじめ、スクールライフアドバイザーの複数配置による相談体制の充実、及びメタバースの活用や教育支援センターにおける多様な学習支援等により、いじめ防止や不登校児童生徒へのきめ細かな支援を図ります。

また、郷土愛の醸成をはじめ、思いやりや感謝の心などを育む食農教育の一層の充実を図るとともに、情報モラル教育、人権教育及びジェンダー平等や多様性等に対応する教育の推進に努めます。

第3に、「健やかな体の育成と健康・防災教育の推進」では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等をもとに、一人一人の課題意識と行動力を高める授業と運動習慣の改善、生活習慣病検査等を踏まえた栄養指導の充実、小学校

におけるフッ化物洗口等による歯・口腔の健康教育の推進、保護者の生活習慣病の予防等に関する課題意識の啓発、及び実践的な交通安全教育や防災訓練等の推進に努めます。

また、食農教育推進の基盤維持を図るため、国の給食費負担軽減交付金による小学生の給食費無償化の実施、及びその対象外となる中学生に対しては、国の物価高騰重点支援地方交付金を活用し、町による給食材料費の一部負担（1食当たり 52 円）を継続します。

第4に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、「芽室町発達支援システム」に基づく一貫性と継続性のある支援体制を強化するため、教育ソフト等を活用した幼児教育と学校教育の円滑な接続、及び学校支援員や教育活動指導助手の資質・能力の向上を図ります。

また、看護師の常駐や派遣による医療的ケア児への支援など、個々の教育ニーズを踏まえた学びの機会の保障と可能性を広げる支援に努めます。

第5に、「教育の機会均等など学びのセーフティーネットの構築」では、芽室町子どもの権利条例等を踏まえ、就学援助や各種助成制度、ヤングケアラー、生理の貧困への対応、及び大学等奨学金貸付の返還等に対する支援を通して、学びの継続と卒業後の本町への移住・定住の推奨に努めます。

第6に、「安全・安心で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」「第2期 ICT 整備・活用指針」に基づき、2か年計画で実施する小学校

におけるタブレット端末の更新をはじめ、ICT 機器の計画的な整備と教職員の ICT 活用指導力の向上など、ソフトとハードが有機的に機能する教育環境の整備を進めます。

また、令和7年度からの繰越事業である芽室中学校ボイラー改修工事、芽室小学校及び芽室中学校の消防設備更新工事、学校給食センター等の受変電設備更新工事等を実施します。

更に、10年先をも見据えた望ましい学校教育環境を重視した、小中学校配置計画を策定します。

第7に、「地域とともにある学校づくりの推進」では、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を踏まえた地域学校協働活動により、子どもたちの学びの質を高め、地域の活性化を図るなど、地域と歩む持続可能な教育を推進します。

## 2 社会教育を中核とした生涯学習の推進

次に、心豊かで次代に輝く人と文化を育むまちづくりを実現するため、社会教育を中核とした「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる生涯学習の推進についてであります。

第1に、「青少年の基本的な生活習慣の定着と体験活動の場の充実」では、青少年健全育成協議会による「3つの心運動」や郷土愛の醸成を図る「寺子屋めむろ」等の内容の充実、健康増進拠点施設である総合体育館や町営水泳プール、トレーニング施設等における運動教室、野外活動体験や宿泊体験、国際姉妹都

市や友好都市との交流、及び公民館、図書館、ふるさと歴史館における各種講座等の改善・充実に努めます。

また、「チャレンジウィーク」については、より多くの町民が気軽に参加できる運動の機会を創出するよう内容の創意工夫に努めます。

さらに、「一流を見て、聴いて、学ぶ」施策の一環として、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社、北海道日本ハムファイターズ、北海道コンサドーレ札幌、レバンガ北海道、及び令和7年3月に包括連携協定を結んだ「北海道オール・オリンピアンズ」との連携事業を強化します。

第2に、「地域学校協働活動の推進」では、コミュニティ・スクール事業、ジモト大学事業の推進、及びその広報活動等を通して、子どもや地域の思いがカタチになる機会がより充実するよう、各ロードマップを明確化の中で、学校を核とした地域づくりに向けた組織体制の強化を図ります。

第3に、「生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進」では、電子図書館サービスを生かした図書館運営の充実をはじめ、フレンドリーコンサートや文化芸術鑑賞会、町民文化展の開催、家庭教育学級、及び「芽室文芸」の発行支援など、多様な学習の機会の充実のための支援に努めます。

学校部活動の地域展開については、「芽室町学校部活動地域展開推進計画」を策定し、令和11年4月の全面的な地域展開を目指し、教育コーディネーターを活用し、子ども、教員、地域のすべてのウェルビーイングにつながる持続可能な生涯スポーツ・文化活動の展開に努めます。

第4に、「社会教育・社会体育施設の機能の充実」では、各種施設が学びの拠点や子どもたちの居場所となるよう、その機能の更なる充実に努めます。

また、「芽室町社会体育施設再整備構想」の更新を行い、P a r k - P F I 事業の推進に伴う芽室公園運動広場の機能転換をはじめ、各社会体育施設の持続可能なあり方について検討します。

芽室町中央公民館については、防災機能を含めた非常用発電設備等の改修工事等を行います。

第5に、「社会教育関係団体の支援」では、近年、各種団体の会員不足による活動の縮減等、様々な課題が生じていることを踏まえ、社会教育協会や体育会、文化協会、P T A、スポーツ少年団、及び子ども会や郷土芸能メモオロ太鼓保存会など、各種活動の円滑な推進や充実への支援の強化に努めます。

第6に、「高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進」では、「めむろ柏樹学園」学園生の維持や確保に向け、新たなサークル活動の発足を含め、より高齢者の学びがいや生きがいづくりにつながるカリキュラム等の改善に努めます。

第7に、「文化財の調査・保護の推進」では、町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護をはじめ、町民保有の文化財の所在調査を行います。

第8に、「発祥の地ゲートボールの普及振興」では、「挑戦の流儀」を基軸と

したゲートボール競技の再興に向けた多様な取組を進めます。

特に、令和9年度にはゲートボールが発祥して80年を迎え、『発祥の地杯全国ゲートボール大会』が第40回目の記念大会となることから、令和8年度から計画的に開催内容の創意工夫と広報活動等を行います。

### Ⅲ むすびに

茅室町教育委員会といたしましては、当教育委員会が学力向上や「郷育・夢育」の推進などにより、令和6年度・令和7年度と2年連続で十勝管内教育実践表彰を受賞したことを踏まえ、より一層町民が教育行政に積極的に参加する中で、町民一人一人が地域で学び、育ち、豊かに成長するなど、町民全体のウェルビーイングの向上につながる教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。